

外国口座税務コンプライアンス法における 米国納税義務があるお客さまへのお願い

2014年7月から、該当のお客さまには、当社所定の書面による申告ならびに所定の書類の提出をお願いしております。

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、以下の事項をお願いしております。

- 当社所定の書面に、所定の米国納税義務者であるかを申告いただきます。
- 各種証明書類（運転免許証、パスポートなど）をご提示またはご提出いただく場合があります。

所定の米国納税義務者である場合もしくはその可能性がある場合には、所定の書類をご提出いただきます。

〈所定の米国納税義務者〉（書面による申告に加え、所定の確認手続きが必要となるお客さま）

個人の場合	「米国市民（米国籍）」または「米国居住者※1」に該当するお客さま
法人の場合	「米国設立法人」または「米国人の実質的支配者※2がいる法人」に該当するお客さま

※1 「直近3年間で183日以上米国に滞在した方」または「永住権所有者」をいいます。

※2 法人の議決権総数の25%超の議決権を有するものをいいます。

外国口座税務コンプライアンス法（^{ファトカ}FATCA^{*1}）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の銀行や保険会社等の金融機関に対し、顧客が所定の米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

日本の生命保険会社は、^{ファトカ}FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^{*2}に基づき、生命保険契約の所定の手続きをする際、お客さまが所定の米国納税義務者〔米国市民（米国籍）、米国人所有の米国外法人等〕であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁あてにご契約情報等の報告を行っています。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

*1 Foreign Account Tax Compliance Act の略称

*2 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

お客さまに確認手続きにに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きにに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当ご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

なお、^{ファトカ}FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、^{ファトカ}FATCA上の目的のみに使用します。


i 生命保険のお手続きやご契約に関するご照会

スミセイコールセンター

☎ 0120-307506

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時
土曜日 午前9時～午後5時
（日・祝日・12/31～1/3を除く）

あなたの未来を強くする

 住友生命